

柏崎市子ども読書活動推進計画 かしわざき子ども読書プラン（概要）

柏崎市教育委員会

子どもたちが読書に親しむことにより、言葉や文字を学び、豊かな想像力・表現力・感性を育み、生きる力や健やかな成長につなげることを目的とし、柏崎市子ども読書活動推進計画「かしわざき子ども読書プラン」を策定しました。



1 計画の目標

(1) 読書習慣の形成

子どもが自主的に読書をする習慣の形成を目指します。

(2) 読書環境の整備

家庭、地域、幼稚園・保育園・学校及び図書館をはじめとした公共教育機関などそれぞれの場面において発達段階ごとの子どもを取り巻く読書環境の整備を目指します。

2 基本方針

(1) 自主的な読書活動の推進

子どもが言葉や文字を学び、豊かな想像力・表現力・感性を育み、生きる力や健やかな成長につなげるためには、子ども自身が読書活動の楽しさや意義を知り、あるいは実感することにより、自主的に読書活動に取り組めるようにすることが大切です。

日常生活の中で子どもが自ら読書に親しみ、習慣となるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進します。

(2) 読書機会の提供と諸条件の整備

0歳から18歳に至るまで発達段階に応じて、子どもが生活の中で自主的に読書活動を行うことが出来る環境を整えることが重要です。

家庭、地域、幼稚園・保育園、学校及び市立図書館等がそれぞれ独自に、あるいは相互に連携・協力して子どもの読書活動の推進が図られるような読書機会の提供とその取り組みに必要な諸条件の整備に努めます。

(3) 読書活動推進に関する啓発活動の促進

乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者等に伝えたり、子どもたちに読書の楽しさや意義を理解してもらうための啓発活動は子どもの自主的な読書活動を推進するために重要です。

「絵本で子育てキャンペーン」や「家庭読書」をはじめ、子どもの読書活動につながる取り組みを進めるための啓発活動を関連機関や施設等が連携・協力しながら促進します。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画とし、「柏崎市第四次総合計画」をはじめ、「柏崎市生涯学習基本計画」及び「教育施策実施上の努力点」などとの整合を図ります。

4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳までの子どもとするが、取り組みの主体は、保護者をはじめ、読書ボランティア及び読書に関わるすべての市民とします。

5 計画の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

6 読書活動の内容

本計画における「読書活動」とは、「本を読む」のみならず、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「読書後に感想文などを書く」、「調べるために本、雑誌、学習漫画、新聞、インターネットを活用する」とします。

7 施策

- (1) 「絵本で子育て」キャンペーンの普及
- (2) 家庭読書（家読）の普及啓発
- (3) 児童図書の整備と利用促進
- (4) 読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介
- (5) 読書関係職員の研修充実
- (6) 読書手帳の作成、配布、活用促進
- (7) 学校図書管理システムの導入
- (8) 学校図書館の資料整備、施設の充実
- (9) 学校図書館担当職員（学校司書等）の配置検討
- (10) インターネット利活用教育の充実



以上の施策を関連する教育や行政機関のみならず、家庭、読書ボランティア等の読書関係団体、地区コミュニティ協議会や子ども会等の地域組織、あるいは民間書店等が、それぞれ独自に、時には連携しながら取り組み、柏崎市全体で子どもの読書推進を図ります。

8 推進体制

本計画に掲げた各施策を推進するための情報交換や協議等を行う「かしわざき読書プラン推進会議」（以下、「推進会議」という。）を教育委員会内の読書関係課等で組織する。

また、推進会議の招集、協議のとりまとめ等の事務的業務は、図書館が行います。

9 進行管理

本計画は年度ごとの進行管理を行い、実施状況は図書館協議会で毎年報告します。

同協議会は、家庭教育、社会教育、学校教育及び地域の読書ボランティア関係者等で構成されており、各分野における様々な観点からチェックを行い、計画推進に関する意見等を推進会議に反映させていきます。